

山形県遊佐町沖における協議会（第4回）

日時 令和5年3月29日（水）13:00～15:00

場所 パレス舞鶴

※一部の構成員等はWEB会議形式にて参加

○経済産業省（事務局）

皆様、定刻になりましたので、ただいまから、再エネ海域利用法に基づきます第4回の山形県遊佐町沖における協議会を開催いたします。本日も御多忙のところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。一部の構成員にはオンライン会議アプリを使って、各自の職場や自宅などから本日の会議に参加いただいております、リアルタイムで音声のやり取りができるようになっております。

オンライン会議の開催に当たりまして、主にオンラインで出席されている構成員の方に向けてですけれども、事務的に留意点を3点申し上げます。

まず、1点目です。音声がかぶるなどの問題が発生しますので、発言いただく方のみ、カメラとマイクをオンにさせていただいて、御発言時以外はカメラを停止状態に、音声をミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

発言を御希望の際は、チャット機能等を活用して、発言を希望の旨、御入力いただくようお願いいたします。順次、座長から「〇〇委員、御発言をお願いします」と指名いただきますので、カメラとマイクをオンにさせていただいて、御発言いただければと思います。

3点目です。通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

その他、もし何か御不明な点などありましたら、何なりとおっしゃっていただければと思います。

さて、昨年12月19日に開催をいたしました第3回の協議会では、漁業影響調査手法の基本的な考え方ですとか、あと、地域振興策・漁業振興策の検討の方向性について皆様に御議論をいただきました。

本日は、これまでの協議会を踏まえまして、とりまとめ案について御議論いただければと考えております。皆様から忌憚のない御意見をいただければと思います。

それでは、以降の進行につきまして、吉村座長にお願いします。座長、よろしく願いいたします。

○東北公益文科大学（座長）

石井様、どうもありがとうございました。皆様、本日はどうも御出席をありがとうございました。厚くお礼申し上げます。それでは、議事に入ります前に、事務局より配付資料について御説明をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○経済産業省（事務局）

承知しました。それでは、皆様、お手元の資料を御確認いただければと思います。

まず、議事次第のほかに、資料1「出席者名簿」でございます。出席者名簿のところを御覧いただければと思います。本日、田代理事ですけれども、所用により御欠席と御連絡をいただいております。

それから、資料2「配席図」、資料3が「協議会意見とりまとめ（案）」、資料4が「洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像（案）」、資料5が「山形県遊佐町沖において実施する漁業影響調査の考え方（案）」、それから資料6が「促進区域（案）」、資料7が「発電設備等の設置に制約が生じる範囲（案）」、資料8が「遊佐地域の将来像と協調策・振興策の参考イメージ」、そして参考資料1としまして「洋上風力発電に係る漁場協調策・漁業振興策等に関する対応方向の概要」、これは令和3年2月に改訂されたものです。それから、参考資料2としまして「洋上風力発電による漁業の操業及び魚類の行動・回遊への影響について」の補足資料、参考資料3としまして、前回の第3回協議会議事要旨というふうになっております。もしお手元に資料の御不足等あればお知らせいただければと思います。

それから、報道関係者の皆様には、協議会の運営に支障を来さないよう、これ以降の撮影につきましては御遠慮いただきたくお願いします。

○東北公益文科大学（座長）

どうもありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。事務局から協議会意見とりまとめ案について説明いただいた後、その内容について議論する形としたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

承知しました。それでは、皆様、お手元の資料、資料番号の3番から、3、4、5、6、7、8と、全部で6つの資料を用いて御説明をしたいと思います。

まず、資料3でございます。非常に大事なとりまとめになりますので、丁寧に御説明いたします。

「山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめ（案）」でございます。

1番、はじめに。再エネ海域利用法に基づいて、昨年1月24日に協議会を設置しまして、山形県遊佐町沖の区域について、促進区域の指定、それから発電事業の実施に関して必要な協議を行ってまいりました。

2番、協議会意見です。洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業を実施することによって、漁業操業及び船舶航行など、海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面、これは本日の資料6番に相当します。その図面と座標のとおり、着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。ただし、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求めています。

3番の留意事項です。（1）全体理念です。

①です。選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。

②番、選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、発電事業が地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体とも、これは遊佐町と山形県ですけれども、連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。

③番、協議会の構成員、それから選定事業者ですけれども、これは基本的な方針、閣議決定を令和元年にしておりますが、この基本的な方針に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和、これには漁業等との共存共栄も当然含まれておりますけれども、公平性、公正性、透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の4つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。

④番、選定事業者は洋上風力発電設備、それから附属設備ですけれども、この設置までに、協議会の構成員となっている漁業者の了解を得ること。他方、協議会、それからその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による海域の利用について了承することにしていきます。

(2) 番です。地域や漁業との共存、それから漁業影響調査についてでございます。

①番、選定事業者は地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。

②番、選定事業者は、発電事業で得られた利益の地域への還元を目的として、今後設置される基金への出捐を行うこと。基金を原資とした地域や漁業との協調策及び振興策の検討・実施に参画するとともに、公募占用計画、これは事業者が計画を国の公募に応募する際に作るものですが、この公募占用計画の作成に当たっては、洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像、別紙1とありますが、これは本日の資料4に相当します。これに記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。

③番、基金への出捐等の規模については、発電設備出力(kW)の規模にキロワット当たりの単価(250円)と、公募占用計画の最大認定期間(30年)を乗じた額、すなわち、発電設備出力×250×30で算定される額を目安とする。

④番、選定事業者は協調策等の内容を踏まえ、協議会構成員から合理的な理由とともに、各年度の基金への出捐等の額、使途、その他協調策等の実施に必要な事項について協議を受けたときは、その協議に応じること。

⑤番、選定事業者、関係漁業者、それから地元自治体等は、基金への出捐、基金の設置・運用、これは基金を通じた取組の実施も含まれます。それから基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。

⑥番、地方自治体以外に基金を設置する場合ですけれども、基金の設置者は、運用状況、それから残高等を管理する基金台帳を備え付ける。あとは定期的に外部監査を受けること。それから台帳の内容や監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することによって、基金の透明性を確実に確保すること。

⑦番、選定事業者は、漁業との協調策などを実施する際には、海面及び内水面の両方の関係漁業者と協議を行うこと。

⑧番、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、選定事業者は協議会が提案する「山形県遊佐町沖において実施する漁業影響調査の考え方」、別紙2としていますが、本日の資料5に相当します。これに記載の内容を十分に考慮した上で、漁業影響調査に関する検討委員会における議論を経て、具体的な調査内容を設計し、決定すること。それから調査の実施に当たっては、検討委員会を通じて説明・報告を適時行うとともに、そこで出された意見・助言を尊重して取り組むこと。

⑨番、調査の結果、万が一選定事業者の責めにより漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合、関係漁業者に対して協議を行った上で必要な措置をとること。これはいわゆる補償に当たります。

そして、(3)番です。設置位置等についての留意点です。

①番です。選定事業者は、発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、発電設備配置の他、ケーブルの埋設などを含めた設置方式についても関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。設備の配置の検討に当たっては、漁業影響調査の考え方、先ほどの3の(2)ですけれども、そこに記載されている内容を踏まえて、漁業との協調を考慮した発電設備配置の検討を行うこと。

②番です。漁業との共存共栄の理念の下、漁業の状況等に鑑み、海岸線から1海里(1マイル)より陸側の海域には海底ケーブル及びその附属設備を除く洋上風力発電設備等、ただ、ここにはブレード回転エリアも含んだ形にしておりますけれども、これを設置しないこと。また、発電事業に支障を及ぼさない範囲で沖側からの設置を検討するとともに、陸寄りの発電設備の基礎等において生じる蛸集効果が、サケ等の稚魚に影響を及ぼすことが懸念される場合には、関係漁業者と協議の上、必要な対策を行うこと。

③番、鳥海国定公園区域内に海底ケーブル、その附属設備を設置する場合、自然公園法に基づく申請や届出が必要となる可能性があるため、設置位置や施工方法等の検討に当たっては、山形県の自然公園法の所管部局と調整を行うこと。

④番、選定事業者は、発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、船舶の航行の安全を確認すること。

続きまして、(4)番です。こちらは建設に当たっての留意点でございます。

①番、選定事業者は事前の調査、それから発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者、地元自治体へ丁寧に説明し、協議すること。また、地域住民に対して、工事内容やスケジュールについて事前に周知すること。

②番、基礎に係る海洋工事の施工に当たっては、関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行等と漁業の操業等について適切に調整し、漁業活動への影響の低減に努めること。また、大きな騒音を伴う工事については、地域住民の生活に十分配慮した施工計画とすること。

③番、選定事業者は、事故等により既存の海洋における設置物へ被害が及ばないように、必要な措置をとること。その下に例示を括弧書きで書いてございます。

それから（５）番です。発電事業の実施に当たっての留意点です。

①番、選定事業者は、メンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業等への丁寧な説明・協議を行うこと。

②番、選定事業者は漁業を含めた船舶の安全の確保のため、周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者等への丁寧な説明、協議を行うこと。特に、周辺で操業する漁船と発電設備との衝突等防止するための安全対策、これを検討し、関係漁業者と協議の上、必要な取組を行うこと。

③番、選定事業者は洋上風力発電設備等に不具合、その他不測の事態が生じた場合に備え、現地で一次対応が可能な体制を整備するとともに、あらかじめ対応窓口を明確化し、十分な周知を行うこと。また、不具合等により影響が生じた場合、または生じるおそれがある場合、速やかに地元自治体等に連絡を行い、事態の改善に向けて対処するとともに、その結果についても報告すること。

続いて（６）番です。こちらは環境配慮事項についてでございます。

①番です。選定事業者は、環境影響評価法、その他関係法令に基づいて、環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告、それから知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。

②番です。選定事業者は、発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、鳥類、海生生物、景観、その他地域住民の声を踏まえ、必要と認められる項目を適宜設定するとともに、適切に調査・予測・評価を行い、選定され得る環境影響リスクの最小化に努めること。また、環境影響リスクへの対応に関して、地元自治体から協議を受けたときは、協議に応ずること。

③番、選定事業者は、超低周波音、その他の発電事業の実施に伴う影響として、地域の方々から不安の声が示される場合には、その払拭に向け、必要な措置を検討するとともに、地域住民に対して丁寧な説明・周知を行うこと。

④番、選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後においても、必要に応じて環境監視や事後調査、騒音、鳥類、海生生物等に対してですけれども、これを実施し、重大な環境影響が懸念された場合には追加的な環境保全措置を講ずること。それから、評価の結果や環境監視、事後調査の状況等につい

では、協議会構成員に対して適時報告すること。

(7) 番です。

①番、今、御説明しました上記の(1)から(6)以外に、協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じて本協議会を通じて行うこと。

②番、選定事業者は、構成員のみならず、広く地域社会と関係性を構築していくことになる点に鑑み、促進区域の周辺における地域の関係者からの問合せ等に対しても丁寧に対応することにしてございます。

このとりまとめの一体不可分の文書として、資料4に、先ほど言及しましたけれども、遊佐地域の将来像の案、それから資料5、これは別紙2に相当しますけれども、漁業影響調査の考え方の案、それから資料6ですけれども、これがとりまとめの別添に当たりますが、具体的に指定していく促進区域の緯度、経度の座標をしっかりと示したものがございません。

そして資料の7が、発電設備等の設置に制約が生じる範囲、つまり、ここに書かれております本文中にもありましたけれども、海岸線から1海里、1852メートルのところまでについては、設備の設置をしない話ですけれども、その図面をお示したものがこちらでございます。

続きまして、この中身に関して、具体的には将来像とか、あとは漁業影響調査について、山形県庁から御説明をお願いします。

○山形県環境エネルギー部

山形県環境エネルギー部長の安孫子でございます。私から、まず、洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像について、資料4に沿いまして御説明いたしたいと思っております。

先ほど経済産業省より御説明がありましたが、資料の3「意見とりまとめの案」、本文の2ページ後段で記載されてありますとおり、資料4に記載された趣旨を踏まえた提案を行うことが、事業者による公募占用計画の作成に当たっての前提となります。第3回法定協議会におきまして、県としても方向性について発言させていただきましたが、まさに今回の洋上風力発電事業を通じまして、この遊佐地域をどうしていきたいか、これまで幾度となく検討を重ねてきた中で、多くの関係者から出されました御意見を踏まえて、その目指すべき将来像を明記して、将来像を実現するための取組の方向性や目標も明記して、今後公募する事業者から、遊佐地域の発展に向けた効果的な提案を引き出すものとなります。

それでは、その将来像について確認していきたいと思います。資料の4、1ページを御覧ください。

最初に、1. 将来像の検討に向けた背景でありますけれども、(1) 遊佐地域における遊佐町と漁業の現状ですが、遊佐町及び遊佐町沖の海面漁業における現状の取組のほか、課題認識や問題意識について記載しております。また、鮭ふ化事業をはじめとした増殖事業、それから内水面漁業における「つくり育てる漁業」の現在に至るまでの取組などについて触れております。

次の(2) 遊佐地域における「地域協調型洋上風力発電」の検討の中では、平成30年度に遊佐沿岸域の検討部会を設置しまして、行政、漁業関係者、住民代表者による議論を5年間にわたり重ねてまいりました。また、漁業と洋上風力発電との協調策や振興策につきまして、「漁業協調策・振興策研究会」、それから、「漁業協調策等検討会議」の場でも議論を行ったことなど、地元漁業者や地域の声をつぶさに拾いながら、洋上風力発電との共存共栄の在り方について長期間にわたり、研究・検討を行い、今日の議論に至ってきたところであります。そのことについて触れております。

2ページを御覧ください。次に、2. 遊佐地域の将来像として目指すべき取組の方向性(目標)でございますけれども、(1) 地域としての目標としましては、鳥海山と共生し、自然と調和した働き場・若者・にぎわいのある、次世代を担う子供たちの夢を育むことができるまちの実現。

(2) 海面漁業としての目標として、持続可能な漁業生産基盤と水産業の成長産業化の実現。具体的な数値として、経営体当たりの海面漁業生産額を令和3年度実績の年間617万円から年間1,000万円に引き上げることを目標に掲げております。

また、(3) 内水面漁業としての目標ですけれども、輝く未来に向け、川の恵みが次世代にも持続して、地域とともに成長・発展する内水面漁業・生産活動の実現を掲げております。

これらの目標の実現に向けまして、選定事業者の方には、後ほど御説明させていただく協調策を共存共栄の前提として取り組んでいただくことに加えまして、振興策を連動して実施していくことを期待するものであります。

3番の発電事業と漁業との「共存共栄」を達成するために前提となる「協調策」についてですけれども、発電事業と、これにより確実に影響を受けることとなる海面あるいは内水面漁業との共存共栄を達成するため、発電事業を実施する前提としまして、選定事業者

が取り組んでいくことが求められる内容となります。

まず、(1) ですが、海面漁業の協調策としまして、風車設置に伴う操業環境の変化に対応した「付加価値の高い稼げる漁業」を実現するための取組であります。その実現に向けまして、例えば、高度な衛生管理環境の整備といった取組や、再エネと最先端のデジタル技術を活用した最適化・省エネ化等により、漁獲量以上に付加価値の高さで稼ぐという漁業の在り方を開拓していくこと等が考えられます。

次に、(2) 内水面漁業の協調策ですけれども、良好な内水面環境等の遊佐の強みを生かした「つくり育てる漁業」を持続・発展させていくための取組であります。方向性として、異業種や新技術と連携しまして、遊佐の水産物から新たな価値をつくり、競争力ある商品、サービスを創出することで、漁業の側面だけで捉えるのではなく、「つくり育てて地域がにぎわう産業」へと発展させていくこと等が考えられます。

さらに、こうした海面と内水面の垣根を越えまして、遊佐地域として一体で協調策に取り組んでいくことで、遊佐の競争力をさらに高め、これにより発電事業と遊佐地域全体との共存共栄を実現することを期待するものであります。

4番の地域の活性化や協調策の促進を図るための「振興策」についてです。選定事業者には、遊佐地域の発展・活性化や、協調策のより一層の促進を図るための振興策にも加えて取り組んでいくことを期待するものであります。この具体的な内容につきましては、第3回法定協議会で発言させていただいておりますので、本日、時間の関係から詳しい説明内容は割愛させていただきますけれども、資料にあるとおり、(1) 地域振興策については6つの項目を、そして、(2) 海面の振興策については3つの項目を、(3) 内水面の振興策として、これも3つの項目を記載させていただいております。

最後に、5. おわりに、ですけれども、協調策・振興策の実施を通じた将来像の実現に向けまして、選定事業者には「発電事業で得られた利益の地域への還元」という地域貢献の観点にとどまるだけではなく、遊佐地域全体の「まちづくり」に関わる様々な取組を自社のビジネスとしても展開していくなど、発電事業以外の部分でも地域と一緒に稼いでいくといった思いを持って、地域への積極的な関わりを期待するものであります。

以上、洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像について御説明いたしました。事業者からは、発電事業だけでなく、地域との共存共栄、地域の将来像がしっかりと実現できるような提案を行っていただければと思います。

なお、資料8を御覧いただきたいと思っております。こちらは、『遊佐地域の将来像』と協調

策・振興策の参考イメージ」の資料になっていますけれども、これを添付しております。

この1枚目ですけれども、ただいま御説明させていただきました遊佐地域の将来像が、令和3年2月改訂の「洋上風力発電に係る漁業協調策・漁業振興策等に関する対応方向の概要」を踏まえまして、法定協議会での議論、それから、漁業振興施策の検討を積み重ねてきたものであることを改めて整理した資料であります。

また、2枚目以降につきましては、漁業協調策及び振興策の参考として作成した資料です。(1)については、地元の漁業者のニーズを基にした水産の観点から想定される協調策・振興策について、(2)につきましては、将来像の中で触れたデジタル技術を活用した新たな漁業のイメージ、(3)につきましては、内水面や地域の視点から捉えた、つくり育てて地域がにぎわう産業のイメージとなっています。

続きまして、漁業影響調査の考え方について、資料5に沿って説明させていただきたいと思っております。資料が前後して申し訳ございません。資料5を御覧いただきたいと思っております。山形県遊佐町沖において実施する漁業影響調査の考え方について御説明申し上げます。

第3回法定協議会において、調査の目的や検証する事項、調査方法の検討における留意事項等、漁業影響調査の柱となる項目の考え方について御説明申し上げます。これから御説明いたします漁業影響調査の考え方については、本県の水産振興担当部局が中心となって、漁業者等と意見交換、それから専門家からの御意見も参考にしながら、詳細について検討を重ねてまいりました。

それでは、項目を中心に御説明いたします。漁業影響調査の考え方、検討の方向について、まず最初に、1.漁業影響調査の目的ですけれども、図の1を御覧いただきたいと思っております。まず、漁業の影響で2つに大別されます。1つ目としましては、建設工事とか発電施設が設置されることによって、漁業の操業へ直接的な影響が及ぶ場合であります。具体的には、今まで行っていた漁法や漁具が制限されてしまうことで、この直接的な影響は、稼働前からあらかじめ見込まれる影響になりますので、本影響調査の他、本協議会の意見のとりまとめで示される協調策や振興策の実施も含めて対応することとなります。

もう一つは、建設工事や風車稼働によって発生する水中音等によって漁業環境の変化が起こって、水産生物の現存量、それから来遊量を変化させる影響である間接的な影響となります。

1番、目的の2段落目ですけれども、漁業活動や鮭生産活動、漁場環境に影響を与え、それにより漁獲量等の変動といった結果を生じさせているかを検証しまして、必要な措置、

対策の良否を判断するための情報を共有することを目的としております。

2番目、2.当該区域周辺における漁業の概況ですけれども、以前とりまとめを行った漁業実態調査をベースとしまして、海面、内水面それぞれについて山形県遊佐町沖の漁業の現状を明記しております。

次に、3.配慮すべき水産生物や漁具・漁法等の特徴です。(1)には、配慮すべき水産生物とその特徴、(2) 配慮すべき漁具・漁法とその特徴を明記しております。

4.漁業影響調査で検証する事項であります。(1)で、影響の有無や程度を検証する指標、KPIとしまして、一つには漁獲量・水揚量、それから2つ目として漁獲努力量、そして3つ目として単位漁獲努力量当たりの漁獲量の設定を明記しております。

(2) 発電事業との因果関係の中では、直接的影響と間接的影響について、それぞれ明確にすべき因果関係を整理しまして、そのために必要な調査方法について検討することを明記しております。

(3) 関連性をより明確化するための取組の中では、当該区域における発電設備の建設工事や稼働に伴う鮭生態への影響に関する調査を計画することにしてあります。

次に、5.調査方法の検討における留意事項ですけれども、(1)前提となる考え方としましては、指標等の変動は、自然変動をはじめとした発電事業以外の要因に起因するものとの区別ができるような調査デザイン検討を明記しております。

図の下になりますけれども、調査を行う際には、1つ目、①として、影響域・対照域における評価指標の変動に有意な差が見られるか。それから2つ目の丸として、その差が発電事業の実施によるものと言えるかを得られたデータから検証しまして、総合的な観点から因果関係の有無、程度を判断することとしております。

6ページを御覧ください。(2)調査実施期間及び時期ですけれども、調査は着工の2年前から開始することを基本とします。そして、工事期間中から運転開始後3年間を目安としていきたいと考えております。

次に、6番の調査に関する検討委員会の設置及び調査結果の取扱いですけれども、調査の実施に当たりまして、具体的計画の作成、実施状況及び結果の評価、調査結果の公表等に関する検討を行う委員会、検討委員会を設置することといたします。構成員としましては、漁業者及び漁業団体、関係行政機関、有識者、選定事業者等を想定しております。役割としましては、漁業影響調査の具体的な調査計画の作成・改正、それから調査の実施状況や結果の評価、課題解決等に係る検討、法定協議会の提言等を想定しております。期間

については、事業者選定後から事業終了後3年間としております。

最後に、7番、7.漁業影響と密接に関連する事項についてですけれども、漁業経営や漁業協同組合経営への影響に対しては、本調査による影響判断にかかわらず、洋上風力発電と地域・漁業との共存共栄の観点から、協議会意見とりまとめで示される協調策及び振興策の実施を通じて対応するものいたします。

3番、まとめになりますけれども、以上、漁業影響調査の考え方について、項目を中心に説明させていただきました。選定事業者には、これらの内容を基に具体的な調査内容を設計いただくとともに、関係漁業者の意向も十分に踏まえた上で、必要となる調査の実施をお願いしたいと考えております。

私のほうからは、説明、以上でございます。

○東北公益文科大学（座長）

どうもありがとうございました。それでは、このとりまとめ案について、構成員の皆様から御意見を賜りたいと思います。最初に順次、私から御指名をさせていただきます。名簿順に沿って御指名をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、山形県遊佐町の時田町長お願いいたします。

○遊佐町

第4回目の法定協議会、大変御苦労さまでございます。

今、とりまとめ案等説明がありました。初めに、これまで山形県を中心に、資源エネルギー庁、そして農林水産省、環境省も含めて、多くの関係者の皆様より町民への説明会の開催や関係者との協議、調整等につきまして御尽力いただきましたこと、感謝申し上げます。

この遊佐沖洋上風力発電事業は、世界的な脱炭素に向けた動きの中で、町にとって厄介者である風を再生可能エネルギーとして利用することで、国産のグリーン電源にしていくとともに、持続可能なまちづくりに向けた一助となることを期待しております。

先人たちが作り、守ってきた環境、思いを次世代につなげていくためには、ただ維持していれば良いことではなく、時として変化を受け入れ、新たな価値観を持って施策を展開していくことも必要であると考えています。前例のない大規模なウインドファーム建設で、低周波による健康への影響や景観等、町民からも不安の声が寄せられていること、また、

先行する海域でもいろいろな懸案の声があることも伺っております。そうした声を踏まえて、町としては、第1回目の協議会から一貫して申し上げております様々なリスクへの対応について、とりまとめ案の中に明記していただきましたこと、感謝申し上げます。

様々な不安の払拭に努めながら、事業を進めるために、今後、事業者を交えながら、相談、調査、対策との対応体制を構築できる配慮をいただいている内容になっていると存じております。不安やリスク対応だけではなくて、地域振興の在り方も含めた発電事業者など関係者との協定締結も含め、ここにあることを確実に実行でき、さらに発電事業者からの地域の活性化に資する提案に向けても大いに期待しながら、今後も関係する皆様と協議を続けていきたいと思っております。法定協議会、事業者を選定しても、これからも続くことを確認していただければありがたいと思っております。

○東北公益文科大学（座長）

どうもありがとうございました。それでは、名簿順に参ります。山形県漁業協同組合、伊原理事お願いいたします。

○山形県漁業協同組合（理事・遊佐町関係漁業者）

伊原です。今の説明、非常によくまとまっていると思いますけれども、洋上風力の発電事業によって漁業に影響が起る心配は予測が非常に難しいとつくづく感じて、協議に出席してきました。その上で、影響を見込むための対策をとる、それから、なお発展させるための振興策をとる、こんな展開の方法をまとめてありがたく思っています。

先日、遊佐町の漁業者が集まり、このとりまとめ事項に対して、皆さん、これでいいですかと確認を行いました。その結果、遊佐町の漁業者は、このとりまとめ案について同意することを確認しています。

これからも、多分予測がつかないことが数多くあると思います。皆さんの助言、協力のよろしくをお願いしたい。遊佐町の漁業者はこの内容に同意したことを報告したいと思いません。

○東北公益文科大学（座長）

どうもありがとうございました。それでは、続きまして、田代理事は欠席ですので、山形県漁業協同組合専務理事の西村様、お願いします。

○山形県漁業協同組合（専務理事）

西村でございます。ただいま伊原委員からありましたとおり、山形県漁業協同組合としては、理事会におきまして、この洋上風力の推進は地元の漁業者の了解が得られるならば進むと、漁業者が止めろと言ったのであればやはり理事会としても一旦止まることを基本的な考え方としてやってきました。

今、伊原さんの言うとおりであれば、山形県漁協でも進むことに異存はないことでございます。これは、当漁協の昨日の理事会でも確認してきました。私たち、この計画が立ち上がると同時に、もう少し前から、漁業実態を明らかにして進むと、漁業実態、山形の庄内沖で行われている漁業にどういう漁業があるのかを明らかにして、例えばその洋上風力、風車を建てたい方々から理解をいただいた上で話を進める意思があってやってきたわけです。

そのような状態から始めていますので、再エネ海域利用法の法整備までに、水産庁と全漁連等から出された意見が、この法律のどの部分に反映されているかを学習した上で、理解の上積みをしております。8条の5項には、漁業に影響が及ぼすことがないように、漁業に及ぼすことが認められないこと、この条文の意味を理解するために非常に多くの時間を使って漁業者を交えて話をしてきました。

ここにあります参考資料の1については、遊佐部会の前の段階で、酒田地区と遊佐地区の漁業者を集めた上で、漁業振興策検討会議で多くの意見が出されたわけです。まとまったものが資料の1ですけれども、この資料の1が、今説明がありました資料の3と4、5、ここら辺にやはりひもづけできることをお願いをしてきたわけですので、私にとっても分かりやすい資料と思って拝見させていただきました。

今後決まる企業、事業者がこれを読み解いて、山形県の遊佐沖の風車を建てることになる。漁業者はもちろん山形県漁協の経営にも影響する事業であることから、これを読み解いていただいて、ぜひ、私たち地域と山形県漁協、遊佐町の漁業者に伴走してくれる体制で向かっていただければと思います。そういう情熱を持った企業から選ばれてほしい、理解のある企業から、事業者から選ばれてほしい、漁業者と事業者と一緒にやっていきたいとの思いであります。

まだこれからも非常に長い道のりでありますので、漁業者の意見を尊重しながら、こういう場所で意見を述べて、活発にやっていきたいとの思いでございます。

○東北公益文科大学（座長）

どうもありがとうございました。続きまして、山形県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長の大場様よりお願いします。

○山形県内水面漁業協同組合連合会

大場でございます。私は内水面漁協の代表として、これまでいろんなことを申し上げてまいりましたが、申し上げたことは議事録に残っていますので、同じことを申し上げませんが、進めてみないと分からない面もあると思います。また、進めながら考えていく部分もあると思いますので、これまで申し上げたことの対応に努力をしていただけることを大変期待しております。

洋上風力発電でのグリーン・エネルギーに関しては、県のゼロカーボン計画を達成しながら、また、温暖化防止を推進していくためには、ぜひ必要であると認識しております。環境を守っていくためにも、遊佐沖を促進区域として進むことを望んでおります。

それから、今、説明を聞いておりましたけど、選定業者は行うことが非常に多くて大変だと思います。この推進については、監視体制を別に作るのかもしれませんが、確実に実施されることが大事であると思っております。国、県においても、継続的に指導をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。以上でございます。

○東北公益文科大学（座長）

どうもありがとうございました。続きまして、山形県鮭人工孵化事業連合会会長理事、尾形様よりお願いします。

○山形県鮭人工孵化事業連合会

尾形です。5年ほど前、たしか中川課長が組合に見えられたことを記憶しています。私たちにとっては突然だったのですが、吹浦沖に大きな洋上風力を建てたいと。私たちは大変悩みました。組合でも激論を交わしたことがあります。私たちは、先行投資をしていましたので、かなりの借財を抱えていました。これからというときに、大きな課題が舞い上がってきたわけです。

そこで考えて、いろいろな意見が出ましたが、「組合長、温暖化をこのままにしてい

か」と、こういう話になったとき、これは地球全体の問題との意見が出まして、その意見から、私たちは共存の道を選ぶことにしました。そして、この会にも法定協議会の委員として県の配慮で参加をさせていただき、かなり辛辣な意見を申し述べたりもしてきました。

その中で、先ほど説明がありましたが、将来像の中に、我々の取り組んでいる「つくり育てる漁業」、鮭のふ化事業が盛り込まれております。共存というのは、現状維持ではないということをお話しさせていただきました。これからは、温暖化も大事ですが、化石燃料を使わない効率的な漁業が、いやが上にも進められてくると思います。鮭は、カーボンフットプリントの最優等生だと私は信じております。

ただ、現状維持だけでは、駄目です。なぜなら、担い手が来てくれません。しっかりした生活が保障できなければ、担い手から敬遠されます。こういう大きな課題もございまずので、先ほど、事業者が決定したらとの話がありましたけれども、事業者とはその面もしっかり話し合っ、共存共栄の道をこれから模索していきたいと思っています。

これは我々にとってはチャンスと捉えていますので、有望な区域が次の段階に進むことに対して異議はございません。以上です。

○東北公益文科大学（座長）

どうもありがとうございました。それでは、続きまして、日本エネルギー経済研究所理事の工藤様、お願いします。

○一般財団法人日本エネルギー経済研究所

各種御説明ありがとうございます。まずは、とりまとめ意見並びに関連する資料の作成に当たりまして、資源エネルギー庁、山形県、もしくは漁業関係者の方々のいろいろな意味で御苦勞、御努力をされたことに対して敬意を表したいと思います。

洋上風力発電はなぜ必要なのか。これはどちらかといえば地域以上に、国全体として国民が共有しなければいけないことです。ここで述べられている気候変動対策もございまずし、今、足元で問題になっている、エネルギーの安全保障、安定的に自給率を高めていくことも必要です。本来の国全体としての目的に対して、電源の立地を地方にお願いすることになるわけですので、バランスをとるために、どのような働きかけがあるのか、取組が必要なのか、そのことが今回いろいろとりまとめた内容にあります、地域の共存共栄も含めて検討していくことだと思っております。

特に、とりまとめ案の中で、私も複数の協議会に出ておりますが、各論的なところは非常に大事ですが、一番大事なところは、実は全体の理念のところだと思っております。日本語にしますと理念ですが、これを英語にするとprincipleになって、もう一方の訳は原則になるわけです。やはりここに書かれている、長期的かつ安定的に事業運営をすることが、結果として地域との共存共栄、その中には当然、漁業影響を軽減することを目指すことはまず原則になりますし、そのことを実行するためには、すべからず公平性であるとか、公正性、透明性、これに常に立ち返って、それぞれの個別の取組が的確に行われているかをチェックしていくことが大事です。

協議会はこれで終わりではないことは、皆様おっしゃるとおりで、ここから、海域占用、事業が行われ、もしくはその後もいろいろな意味で間接的に見るかもしれませんけれども、長期にわたる一つの取組でございますので、このとりまとめはまさに一つの出発点として捉えて、これから決まる事業者と一体となって、エネルギーとしての一つの目的と、この地域における共存共栄を実現していくやり方を継続的に見ていくことが非常に大事なことだと思っております。

特に、今回の共存共栄のいろいろな町のビジョン、将来像が描かれている。これまでも幾つかの協議会を拝見して、参加してきてはいますが、これだけ具体的に、心がこもった、気持ちがかもった具体的な絵を描いているところは初めてでございます。これは恐らく、今後、ここで事業を検討される方の心に当然響くと思っております。それが大事と思っております。そこから、持続的な共存共栄につながる、いろいろな取組につながっていく提案なりアイデアが出てくることを切に願ってやまないこととなります。

実は、今日ちょっと早めに来たので、酒田北港のほうから、促進区域の候補地辺りを遠くから眺めておりました。天気もよく、鳥海山もものすごくきれいで、ああ、これなんだなと思えました。文字情報だけでは伝わらないものがあるんだと。やはりこの価値というものを、海産物、水産物等も含めて、これを消費者とつなげていって、そして、いろいろな意味で肌で感じてもらいながら、おいしさを感じてもらいながら、この町、地域そのものもいろいろな意味で発展していく。そういうことが大事なのかなと肌感覚で少し感じたものですから、これを終わりの言葉にしたいと思います。

○東北公益文科大学（座長）

どうもありがとうございました。それでは、名簿の最後になりますが、海洋産業研究・

振興協会顧問の中原様、お願いします。

○一般社団法人海洋産業研究・振興協会

私の前の工藤さんからの発言で、感銘を受けた点があります。全体理念が重要だ、それは英語で言うとprincipleで、それは原則だとのコメントがございました。まさしく、この原則をきちんと実現していくこと、実施していくことが重要と思います。その意味で、この意見とりまとめ案、私も非常によくできていると思いますが、その全体理念、1ページ目の③、下から2行目から2ページにかけて、発電事業の実現、海洋の多様な利用との調和、公平性・透明性等の確保、それから、計画的かつ継続的な導入の促進、4つの目標と実現に向けてと書かれております。これを常に忘れることなく、先へ進めていくことが重要だと思っております。

それから2番目ですが、地域や漁業との共存共栄について、これは意見とりまとめの2ページ目から3ページ目にかけて、非常に重要な部分と考えております。占用計画を出して選定をしてもらいたいと考える事業者は、この意見とりまとめの内容を尊重して、できるだけ共存共栄を図るような内容の計画を持ってエントリーしてくださいと、繰り返し書かれています。

その中で、基金の創設が書かれております。ここで、2ページ目の下3分の1、④でございしますが、協議会構成員から合理的な理由とともに、各年度の基金への出捐等の額、使途、その他、協調策との実施に必要な事項について協議に応じることとあります。ここで基金への出捐の額の前に、各年度と単語がついておりますが、どのような形で基金に出捐をしてもらうか、事業者の側からしたら出捐をするのかの点と、出捐された基金をどのように使っていくのかの意思決定、これの仕組み、基金の運用体制をきちんと整備をしていくことが重要になってくるでしょう。

この点について、県及び町の行政、それから、最も有力な利害関係者である漁業関係者等、その他地域の関係者等との協議に基づいて、しっかりやっていってもらったらいいのではないかと期待しております。

それから、4ページ目に2回ほど出てくるのですが、様々な協議に当たって、十分な時間的余裕を持って、との冠言葉が繰り返し出ております。これもまた非常に重要なことで、地元関係のよりよき理解を得ることで、これは当然、選定される事業者に要求される点ですが、これをスムーズに円滑に実施していくための環境の整備の点で、県や市、自治体の

果たすべき役割もあると考えているところであります。

以上のようなことで、今協議会におきまして、促進区域としての指定に向かって前進をしていき、繰り返し申し上げております、地域協調型・漁業協調型ウインドファームのモデルがこの地で実現できるよう、私は期待をしております。

○東北公益文科大学（座長）

どうもありがとうございました。以上で名簿に御氏名のございました方々から御意見をいただきました。まだ時間がございますので、この際、何か御意見、あるいはコメントがございましたらお受けしたいと思いますが、どなたか御発言ございますか。

○山形県漁業協同組合（理事・遊佐町関係漁業者）

漁業影響調査の6ページ（2）ですけれども、調査実施期間及び時期とあります。調査は着工の2年前から開始することを基本とし、工事期間中から運転開始後3年を目安とした上で、とあります。目安ですけれども、自然界のことですから予測するのがなかなか難しい。どのように変化していくのか分からない。目安とありますけれども、継続して調査する必要がある場合もあると、私は思いますけれども、その点、どのように解釈したらよろしいでしょうか。

○経済産業省（事務局）

伊原さん、ありがとうございます。今、御覧いただいております漁業影響調査手法の案、1ページ目ですけれども、こちらを御覧いただければと思いますが、資料5と書かれているページの一番上です。第2段落ですけれども、事業者は、本書に記載した事項を基本的な仕様として十分に考慮したうえで、6.に示す検討委員会での議論を経て、具体的な調査内容を設計し、決定すると。調査内容の設計に当たっては、当該漁場の環境、漁業生産構造、それから漁業者の調査要望等にも配慮するとともに、発電事業による影響の有無・程度を客観的に判別できる方法の検討を行うものとしています。

要するに、ここに示したもので確定ではなくて、ここに示したものを踏まえつつ、最終的にはここに書かれております委員会でしっかりと議論を経て決定することになります。ですから、今、御指摘いただきました、着工してから運転開始後3年を目安とありますけれども、例えば逆に言うと、運転開始後3年経ったときに、この調査項目についてはもう

継続する必要はないこともあるかと思えます。逆に言うと、これは継続したほうがいいこともあるかと思えますので、そういったものについては3年で終わりということではなくて、継続的に実施していくことは当然あり得ると我々は考えております。

○一般財団法人日本エネルギー経済研究所

ありがとうございます。私も最初に御説明を受けたとき、2年前から開始をすることを基本としてところが、そうかと思いましたが、この文章をその後までよく読み込んでいきますと、魚種等によって、評価を長期にみななければいけないものがあれば、それは留意すること、それから、影響評価に必要となる期間は、そのような影響度合い等を含めて、延長も含めて判断することです。技術開発とかでもよくやるやり方なんですけど、一定程度のところでもまずレビューをして、それでさらにどういう形で進めていくかを、いろいろな意味でチェックしながら進めていくと私は読んだので、そういう意味では今、室長が御説明になったことは既に明文化されているかと、私は理解いたしました。

○山形県漁業協同組合（理事・遊佐町関係漁業者）

継続的に確認をしながら、チェックをしながら調査していく解釈でよろしいでしょうか。

○経済産業省（事務局）

御指摘のとおりです。実際、調査結果に基づいて追加調査をすることもあると思えますし、当然それによって継続的に3年を超えて実施していくことも、当然含まれますので、まさに御指摘のとおりでございます。

○山形県漁業協同組合（理事・遊佐町関係漁業者）

ありがとうございます。

○東北公益文科大学（座長）

よろしいですか。中原さん。

○一般社団法人海洋産業研究・振興協会

中原でございます。ただいまの意見交換についてですが、意見とりまとめの資料、資料

3では、5ページの④のところ、選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性を伴うことから、工事中及び供用後においても、必要に応じて環境監視や事後調査を実施し、との文面になっています。供用後が、運転開始されてから20年、30年期間と解釈できると私は思っております。

供用開始後、漁業影響調査の考え方、資料5の6ページには、運転開始後3年間を目安とし、と書いてあります。先ほど事務局からもコメントがありましたように、20年、30年の間に一定期間繰り返しのPDCAサイクルに当たる調査によって漁業影響を確認していくと、問題と思うものは軌道修正しなければいけないけれども、漁業協調が実を結びつつある、良い事例だと思うものについては、それをもっと拡大するのが良い。両方について、やはり一定期間ごとに、事業者共々協議会のメンバーと議論をして進めていくことが良いのではないかと思っております。

その意味では、私が振っていいのかどうか分かりませんが、三浦さんのコメントもぜひいただければと思います。以上でございます。

○東北公益文科大学（座長）

海洋生物環境研究所の三浦さんのことですね。三浦さん、御指名でございます。

○公益財団法人海洋生物環境研究所（オブザーバー）

海生研の三浦でございます。漁業影響調査の考え方のとりまとめ関係者の皆様、お疲れさまでございました。非常にいいものができたと私は思っております。

調査期間につきましては、まず、3年間を目安にするとされていることについては、海外の知見などを見ると、工事などによって攪乱が起こった場合、そこから生態系がまた復活してきて安定するまでに、3年から5年ぐらいかかるとの知見がございますので、それを目安に3年があると思います。

ですから、3年間調査してみて、ある程度もう生態系が回復して安定してきた結果が得られれば、その時点で調査終了も考えられますし、その結果を見つつ、もう少し調査が必要だと検討委員会で判断されれば、もう少し調査を延長していくというようなやり方が考えられるのではないかと思います。

このように、一定期間調査をやって判断するやり方がいいと思いますが、その他、既存のデータを使った、例えば漁獲量のデータを整理して、その変化を見ていく、そこから漁

業影響を監視していくやり方もあると思います。現地調査につきましては、発電所建設前後にどのような変化が起こったかを詳しく見ていくため、ここに書いてあるとおり、前2年、後3年を目安に調査する一方で、漁獲量の変化から影響の有無を見ていくところは、もう少し長期間続けて、影響の有無を監視、モニタリングしていく、そういうやり方もあると思いますので、それぞれ組み合わせてやっていかれるといいと思います。

○東北公益文科大学（座長）

どうもありがとうございました。

○山形県漁業協同組合（理事・遊佐町関係漁業者）

分かりました。冒頭話したとおり、海の生態系、魚の動向は非常につかみにくい、分からない部分が多いです。何が原因でそうなったかもよく分からない。やはり継続してそのつど調査していくべきだと思いますので、よろしくお願いします。

○東北公益文科大学（座長）

他にございませんか。時田町長はございませんか。

○遊佐町

私は、町として第1回目から基本的なことを申し上げてきました。それら、留意点の形で、全て入れていただいていること、大変ありがたく思います。

あと、最後に協定のお話をさせていただきましたが、できれば地域と事業者と、そして、間にやはり山形県に入っていただく形で協定を結ぶことができれば、また力強いのではないか、県のバックアップが確かなものになるのではないかと思いますので、この点も付け加えさせていただきます。よろしくお願いします。

○東北公益文科大学（座長）

安孫子部長、いいですか。

○山形県環境エネルギー部

今、いただきました御意見について、知事ともしっかりと相談して、実現できるように

頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

○東北公益文科大学（座長）

ほかに御意見ないようですので、最後に私から。

私は、秋田大学の電気電子工学科で、長らく電気エネルギー関連の教育と研究を進めてまいりました。その後、学部長、学長になりましたが、教授時代に、ある大手の電力ケーブルの役員が私のところに来られて、電力ケーブルは国家間でつながっていない、日本だけのものだとおっしゃった。例えば日本と韓国が、海底電力ケーブルでつながっていることはないですね。ところが、通信ケーブルは世界中全てが海底ケーブルでつながっています。電力ケーブルだけはつながっていないので、吉村先生、何とか電気学会を通して、ぜひ国家間の電力ケーブルの接続を強力に働きかけたらとの話は、今から数十年前ございました。

でも、電力ケーブルは大変難しい状況で、海底ケーブルといっても、日本では北海道と、青森県の半島の間、北本間だけです。北海道と下北半島の間海底ケーブル、あれだけが海底ケーブルで、日本では、あとは全部送電線、架空の送電線です。海底ケーブルはそんなにないです。国家間を結ぶことは非常に難しい状況ですので、その状況の中で2050年までにカーボンニュートラルを構成する、ゼロカーボンを達成するためには、自分たちの国の日本の中で、そのことをしっかり作っていかなければいけない。

それから、化石燃料を極力、今後減らしていく。再生可能エネルギーは一つのターゲットとして極めて大きなエネルギー源として重要なものであることが大方の皆様方の目指す方向だと思っております。

その意味で、再生可能エネルギーは、太陽光も、風力も地熱も、各地域それぞれの特色で、それぞれの再生可能エネルギーを使って、限りなくゼロカーボンに近い形に持っていければと思います。日本海側は、北海道から新潟県の村上あたりまでは比較的遠浅の砂浜で、岩盤のない地域です。青森県の津軽半島から秋田県沖、庄内、村上の胎内に洋上風力が着床式でできる、促進区域に入りましたけれども、その形で今動いています。ぜひこの庄内も、鶴岡地区は少し岩盤がありますので難しいですが、酒田までは比較的遠浅の砂浜の、比較的着床式が設置しやすい地域とのことは、調査上全て出ております。

それから風が非常に強い。西寄りの風ですね。シベリアから吹いてくる風が非常に強い。この風、資源エネルギーを有効に活用して、発電事業に持っていければ、日本海側の将来

の地域発展のためにもなるんじゃないか。カーボンニュートラルのための方向性の一つとして、こういう話が現在、積極的に進められているのが現状でございますので、大きなところで、ぜひそういうことを頭に入れておいていただければと思っております。

私は、電気が専門ですので、漁業とか生物関係は全く素人で、特に何も発言することはできませんけれども、専門家の皆様方から、鋭意努力をして調査その他、漁業組合の皆様方とよく相談をして、しっかり納得できるところまで進めていただきましたので、皆様の方から御賛成の意見が得られたのかなと思っております。

繰り返しますが、私は送電線の電磁界環境問題とか、あるいは高電圧工学とか、電気エネルギー関連の専門家でございます。電磁環境は、高周波では電磁波がありますが、東北電力で作っております50ヘルツの電気は低周波になりますので、電磁波とはなりませんから、電界と磁界は完全に分かれます。ですから、電界と磁界が一緒になって電磁波になることはありませんので、そこだけはぜひ知っておいていただきたいと思います。

ですから、送電線の下に立つと、電界と磁界を別々に受けることになりますので、それは私も電気学会の調査委員のメンバーとして、それから東北電力との協力関係で、過去十数年前に調査委員会に携わって安全性を確認しております。ぜひ、そのことも含めて、頭に入れておいていただければと思います。むしろ、そういうものを、積極的に生物とか、養殖とか、いい方向に使えないかと考えたので、今後、前向きに考えるのであれば、いろいろなことが出てくるかもしれません。今の段階ではとてもそこまでは行きませんが、ぜひ漁協の皆様のお意見も真摯に受け止めながら、納得しながら、お互いに前に進められればいいと思います。地元の時田町長も、課題を踏まえながら、解決しながら、国あるいは県と対応して、いろんなことを進めていきたいとお話をしていますので、ぜひ皆様で一致して、そういう方向に、山形県として進めていただければ大変嬉しいと思っております。

秋田県は洋上風力の先進県と最近言われておりまして、昨日もテレビで報道されました。東北電力の石油火力の発電所の構内に、洋上風力の作業員のいわゆる研修場所を設置した。東北電力の関連会社が、秋田火力の中にです。それで昨日、大々的に作業の点検の映像を流していました。大変早い動きで、年間200人ぐらいお呼びして、そこで洋上風力の保守点検の作業員の訓練をすることを昨日、宣伝しておりました。

秋田がはるかに早く進んでいますのでそうになっていますが、山形県も、秋田県とまた違った形でいい面を出しながら、いろんなアイデアがございますが、ぜひ地域に役に立つ、貢献できる洋上風力発電をしっかりと作っていただければと思います。

今回は第一例として遊佐町が対象になっております。私は東北公益文化大学の学長を務めたときに、時田町長とお知り合いになれまして、遊佐高校の再生を何とか、定員割れしている遊佐高校を何とか復活して、生き活きとさせていただければとのことで、県外から留学生として、県外の子供さんたちを遊佐高校にお呼びして、それで定員に何とか近づけようと思いました。

現在、3年生が5人。2年生は2人。1年生が9名。だんだん増えてきています。ですから、そういう、高校生の皆さんにもこの洋上風力のことをぜひ知っていただいて、一緒に勉強する、そういう機会を作ってあげたいと思いますし、地域の皆様方にもそういう方向性を作っていただければと思っております。

山形県の安孫子部長、何かございませんか。

○山形県環境エネルギー部

皆様、熱心な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。これまで、本当に長い期間を本当に多くの方がこの検討の中に関わっていただいて、今日このような形でとりまとめに至ったと思います。皆さん、本当に悩まれることもあった中で、遊佐の新しい未来をこうして切り開こうと、洋上風力とともに切り開いていこうと、こういう形でのとりまとめになったことは大変ありがたいと思いますし、関係者の皆様に、本当にその努力に敬意を表したいと思います。

県としましても、今後この事業がしっかりと前に進んで、本当にこの地域のためになる事業になるように、しっかりとサポートしながら、我々も一緒になって、本当に30年の長い期間にわたって事業者と一緒に歩む事業になりますので、しっかりと一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ今後とも皆様の御協力よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○東北公益文科大学（座長）

安孫子部長、どうもありがとうございました。それでは、おおむね意見交換が終わりました。貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

事務局で作成したとりまとめ案について、修正が必要な箇所は特段ありませんでしたので、事務局案をもって本協議会の意見とさせていただければと思いますが、よろしいです

か。

それでは、異議なしとのことでございましたので、そのようにさせていただきます。それでは、以上をもちまして、本日の協議会を閉じたいと思いますので、最後に事務局より何か補足はございませんでしょうか。

○経済産業省（事務局）

皆様、どうもありがとうございました。複数の区域で、この法定協議会、対応させていただいております。現地に出向いて対応しております。共存共栄の考え方は、やはり地域ごとに異なっていて、様々でございます。その思いを地域としてしっかり示して、選定事業者には地域と一心同体になって取り組んでいただく、これがすごく大事なことだと思っております。

先行する他の地域を見ていると、地元の人と一緒に取り組む状態から、もはや地元の人になって、共生策とか振興策に取り組んでいる。例えば、選定された事業者が、事務所や支社を実際地元設置をして、地元に住んで、まさに地元の人となって、共生策や振興策が進められています。この再エネ海域利用法は施行されてまだ間もないのですけれども、そういう動きになってきています。

これまでとりまとめに向けて、地元で開催されています協議会なども通じて、皆様と本当に密に意見交換をさせていただきました。当室の担当補佐も何度もこの地元に足しげく通わせていただきました。この点についても改めて御礼申し上げます。

ただ、時田町長からも、それから皆さんからもいただきましたけれども、これで終わりではないです。まさにこれがスタートになります。引き続き我々も、地元の方、そして選定事業者も一緒に走っていく、つまり伴走してまいります。また、先ほど町長から御提案いただきました協定の話がありましたけれども、これは選定事業者が、例えば県とか遊佐町を対象に締結していくものであれば十分にあり得ると思っております。

今後、事業を進めていけば、当然、課題も出てくると思います。また、地域とか、漁業の振興、あとは地域経済活性化につながってくるそういった部分も、当然これは多々出てくると思います。ただ、例えば課題についてはしっかりと法定協議会を通じて、皆さんと一緒に解決に向けて努めていきたいと思っておりますし、あとは、得られる効果です。それは漁業振興策もそうですけれども、地域経済活性化につながるそういう効果も最大限にできるように、これも国として一緒に考えて取り組んでまいりたいと考えております。ぜひ引き続

きよろしく願いできればと思います。どうもありがとうございました。

○東北公益文科大学（座長）

本日、とりまとめの方向が見えましたので、事務局、国におかれましては、促進区域の指定に必要な手続に着手していただければと思います。

また、本協議会に関しましては、今後、再エネ海域利用法に基づくプロセスの進展に伴い、必要に応じて開催の願いをさせていただくことになると思いますので、引き続きよろしく願いを申し上げます。

本日は御多忙のところ、御熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。以上をもちまして終了させていただきます。

— 了 —